

ジェネラル・コーポレート・プラクティスニュースレター (2026年10月)

October 2026

In brief

PwC 弁護士法人のジェネラル・コーポレート・プラクティスニュースレターでは、企業において日々生起する法的な課題の解決に有益と思われるトピックを取り上げて、情報を発信して参ります。

今回は、以下の 4 つのトピックを紹介します。

トピック 1: 太陽電池廃棄物再資源化等推進法の成立と企業への影響

トピック 2: 「企業買収における行動指針」のポイント・Q&A 等の公表について

トピック 3: 会社法中間試案及びその後の議論の状況(株主総会制度の見直し関連)

トピック 4: 地域交通法の主な改正のポイント

In detail

トピック 1: 太陽電池廃棄物再資源化等推進法の成立と企業への影響

1. 「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」制定の背景

(1) 太陽光パネルの大量廃棄

我が国では、固定価格買取制度(FIT 制度)が 2012 年に開始されて以降、太陽光発電設備の導入が急速に進みました。太陽光パネルの製品寿命は 20 年から 30 年程度とされ、今後、使用済み太陽光パネルの排出量が大幅に増加することが見込まれています。国の試算によれば、使用済み太陽光パネルの排出量は 2030 年代後半以降に顕著に増加し、年間最大 50 万トン程度に達すると予測されています。これらが全て埋立処分された場合には、最終処分場の残余容量を圧迫し、廃棄物処理全体に支障が生じるおそれがあることから、使用済み太陽光パネルのリサイクルを促進するための制度整備が課題となっていました¹。

(2) 太陽光パネルのリサイクルをめぐる課題

廃棄物となった使用済み太陽光パネルについては、従来から廃棄物処理法に基づく適正処理が義務付けられています。また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第

¹ 環境省「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案の閣議決定について」(2026 年 4 月 3 日)
(https://www.env.go.jp/press/press_03716.html)

108号)に基づくFIT/FIP制度における事業用太陽光発電設備(10kW以上)については、廃棄等費用の積立制度も設けられています。しかし、これらの制度によって太陽光パネルのリサイクル自体が広く義務付けられていたわけではありません。

この点、環境省は、使用済み太陽光パネルのリサイクルを進める上で、①現時点では埋立処分費用とリサイクル費用との差額が大きいこと、②全国的な処理体制が構築途上にあることを課題として挙げています。そこで、使用済み太陽光パネルの大量廃棄に備え、予算措置や既存制度も活用してリサイクル費用の低減や処理体制の整備を進めながら、まずは多量の事業用太陽電池を廃棄しようとする太陽光発電事業者等から、リサイクルに関する規制を段階的に強化することとしました。

こうした背景を踏まえ、2026年5月29日、「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」(令和8年法律第33号)(以下「本法」といいます)が成立し、同年6月5日に公布されました。本法の施行期日は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲において政令で定める日とされています。

2. 本法の概要と企業への影響

(1) 本法の枠組み

本法は、太陽電池²の廃棄の抑制及び太陽電池廃棄物の再資源化等の推進を図るため、所要の措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています(本法第1条)。

この目的の下、本法は、事業用であるか否かを問わず、太陽電池を廃棄しようとする者に対し、太陽電池の長期使用、再使用等により廃棄物となる太陽電池の量を抑制するとともに、再資源化等を含む処分方法を適切に選択し、処分を他者に委託する場合には、選択した処分方法による処分が行われることを契約で定めるよう努めることを求めています(本法第6条)。

その上で、本法では、①基本方針の策定、②事業用太陽電池廃棄者に対する措置、③リサイクル事業者に対する認定制度、④製造・輸入・販売業者に対する措置が設けられるとともに、⑤将来的な制度の見直しに向けた検討規定(附則)を設けています³。

(2) 事業用太陽電池廃棄者に対する措置

本法の中心的な規律の一つが、「事業用太陽電池廃棄者」に対する措置です。ここで「事業用太陽電池」とは、収益事業において使用され、又は使用されていた太陽電池をいうため(本法第2条第1項)、売電専用の発電設備に限られず、工場・事業所等に太陽光パネルを設置する事業者も対象に含まれ得ます⁴。そのため、太陽光発電事業者以外の一般事業会社であっても、事業用太陽電池廃棄者に該当し得る点に留意が必要です。

主務大臣(環境大臣及び経済産業大臣をいいます)は、事業用太陽電池廃棄者が、事業用太陽電池の廃棄の抑制及びその廃棄物の再資源化等の実施に向けて取り組むべき措置について、「判断の基準となるべき事項」(以下「判断基準」といいます)を定めるものとされています(本法第7条第1項)。また、主務大臣は、事業用太陽電池廃棄者に対し、判断基準を勘案して必要な指導及び助言をすることができ

² なお、本法の対象となる「太陽電池」は、太陽光を電気に変換する機器であって、板状であり、ガラスを材料として使用した部品を含み、政令で定める重量以上であるもののうち、廃棄物となった場合における再資源化等が技術的及び経済的に可能であり、かつ、有効なものとして政令で定める種類のものに限られます(本法第2条第1項)。そのため、全ての太陽光パネルが一律に本法の対象となるわけではなく、具体的な対象範囲は今後の政令により定められることに留意が必要です。

³ 経済産業省・環境省「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律について」(令和8年6月)
(<https://www.env.go.jp/content/000404704.pdf>)

⁴ 資源エネルギー庁「太陽光パネルのリサイクルを推進——誰にどのようなことが求められる?」(2026年7月15日)
(https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/solar_panel_recycling.html)

ます(本法第 8 条)。判断基準については、廃棄の抑制及び再資源化等の状況や、再資源化等に要する費用の推移等を踏まえ、必要な改定を行うものとされています(本法第 7 条第 2 項)。

さらに、廃棄をしようとする事業用太陽電池の重量が政令で定める要件に該当する「多量事業用太陽電池廃棄者」は、廃棄に先立ち、「多量事業用太陽電池廃棄実施計画」を主務大臣に届け出ることが義務付けられます(本法第 9 条第 1 項)。当該計画には、廃棄をする太陽電池の重量、排出の予定時期、処分の方法、工事等の発注先、処分の委託先等を記載する必要があります。

多量事業用太陽電池廃棄者は、原則として、届出が受理された日から 30 日を経過した後でなければ、当該計画に係る事業用太陽電池廃棄物を自ら排出し、又は工事業者等に排出させることができません(本法第 9 条第 3 項)。また、当該計画が判断基準に照らして著しく不十分である場合には、勧告及び命令の対象となり(本法第 9 条第 5 項及び第 6 項)、命令違反には罰則が科されます(本法第 26 条)。また、計画の無届出・虚偽届出、30 日の制限期間中の排出、報告拒否・虚偽報告及び立入検査の拒否等についても、罰金又は過料が定められています(本法第 27 条乃至第 29 条)。

そのため、太陽光発電事業者においては、保有・運営する設備について、太陽電池の種類・重量、設置時期、更新・廃止予定等を把握し、将来の廃棄量と廃棄時期を整理しておくことが重要になると考えられます。特に、大規模な設備更新や発電事業の終了を予定している場合には、今後政令で定められる要件を確認し、自社が届出対象となるかを検討する必要があります。

また、届出対象となる場合には、上記の制限期間も踏まえ、本法上の手続を設備の撤去・更新スケジュールに織り込むことが必要です。撤去工事や廃棄物処理を外部に委託する場合には、工事請負契約等において、処分方法や委託先の選定、計画作成に必要な情報の提供その他の役割分担が明確になっているかを確認することも考えられます。

加えて、M&A 等により太陽光発電プロジェクトを取得する場合には、対象設備に係る将来の廃棄予定や、本法に基づく廃棄実施計画の届出その他の対応状況を確認するとともに、取得後に生じ得る太陽電池の廃棄及び太陽電池廃棄物の再資源化等に関する対応及びその費用負担について、デューデリジェンスや契約条件の検討における考慮事項とすることが考えられます。

(3) 太陽電池廃棄物再資源化等事業の実施のための措置

本法は、事業者にもリサイクルに向けた取組を求めるだけでなく、その受け皿となるリサイクル事業を促進する仕組みも設けています。

太陽電池廃棄物再資源化等事業⁵を行おうとする者は、「太陽電池廃棄物再資源化等事業計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができます(本法第 12 条第 1 項)。この認定を受けた事業者については、当該認定計画に従い、政令で定める基準に従って太陽電池廃棄物の収集、運搬又は処分を行うことを前提に廃棄物処理法上の業の許可を受けることを要しないとする特例や、保管基準に関する特例措置等が設けられています(本法第 14 条)。もっとも、認定事業者は廃棄物処理法の規律の全てが適用されなくなるわけではなく、かつ、主務大臣による報告徴収及び立入検査等の監督に服することになります。

こうした特例により、太陽電池廃棄物を広域的に集約し、効率的なリサイクルを実施することで、リサイクル費用を低減することが企図されています。また、技術開発・施設整備等に関する予算措置に加え、認定事業者の施設整備に必要な資金の借入れに係る債務保証の仕組みも設けられています(本法第 15 条)。

⁵ 再資源化等のための太陽電池廃棄物の収集及び運搬並びに処分の事業をいいます(本法第 2 条第 6 項)。

そのため、リサイクル・廃棄物処理事業者においては、今後具体化される認定基準等を確認し、自社の設備や処理方法が認定の対象となり得るか、また、認定制度の活用が事業の広域化・効率化につながり得るかを検討することが考えられます。

なお、太陽電池廃棄物再資源化等事業を行う者は、事業の円滑な実施に必要な措置を講ずるとともに、処分の委託を希望する者に対して処分方法を提示するなど、再資源化等のための処分方法が適切に選択されるよう努めるものとされています(本法第 11 条)。

(4) 製造業者等及び販売業者に対する措置

本法は、太陽電池が廃棄物となった後の対応にとどまらず、製造・輸入・販売の段階から、将来の廃棄の抑制及び再資源化等を円滑にするための措置も設けています。

太陽電池の製造又は輸入を業として行う者(以下「製造業者等」といいます)は、設計及び原材料等の種類を工夫した太陽電池を製造又は輸入するよう努め、太陽電池の販売を業として行う者(以下「販売業者」といいます)は、このような工夫がされた太陽電池を販売するよう努めるものとされています(本法第 18 条)。環境配慮設計の例として、長寿命化、軽量化、易解体設計及び有害物質含有量の低減が挙げられています⁶。

また、製造業者等は、製造・輸入する太陽電池について、その部品の材質及び成分並びにその重量の表示等必要な措置を講ずるよう努めるものとされています(本法第 19 条第 1 項)。販売業者についても、太陽電池の長期使用、再使用及び再資源化等に関する情報を提供するよう努めるものとされています(本法第 19 条第 2 項)。なお、リサイクルの円滑な実施に必要な含有物質情報として、鉛、カドミウム、ヒ素が例示されています⁷。

そのため、太陽電池の製造を行う業者においては、既存製品の設計や原材料を点検するとともに、リサイクルに必要な製品情報を適切に管理・提供できる体制を確認することが考えられます。また、太陽電池の輸入を行う業者においては、海外メーカーから必要な製品情報を取得できる体制を確保することが重要となり、必要に応じて既存の売買契約や供給契約における情報提供に関する条項を確認することも考えられます。

(5) 電力需要家への間接的な影響

本法は、太陽光発電による電力を購入するにとどまる需要家に直接義務を課すものではありません。もっとも、企業実務上は、コーポレート PPA 等により再生可能エネルギー由来の電力を調達する企業においても、発電事業者による太陽光パネルの廃棄・再資源化への対応状況を、調達先の選定や契約管理における考慮要素の一つとすることが考えられます。

例えば、PPA 等の締結・更新に際しては、発電事業者による本法への対応状況を確認するとともに、法令遵守、設備の廃棄・再資源化やこれらに関する情報提供等について、契約上どのように取り扱われているかを確認することも考えられます。

(6) 今後の制度の見直し

本法は、施行当初から全ての太陽電池廃棄物について一律に再資源化等を実施することを義務付けるものではありません。もっとも、附則では、必要があると認める場合には、多量事業用太陽電池廃棄者の要件を見直すほか、太陽電池の廃棄に関係する者に対し、廃棄物となる太陽電池の量の抑制や、処分方法として再資源化等を選択することの義務付け等を含む措置を講ずるものとされています(本法附則第 4 条)。そのため、現時点で本法による直接的な義務の対象とならない企業においても、今後の制度の見直しによって対象となる可能性があることに留意が必要です。

⁶ 前注 3 参照

⁷ 前注 4 参照

3. おわりに

本法は、将来の太陽光パネルの大量廃棄を見据え、まずは多量の事業用太陽電池の廃棄を中心にリサイクルに向けた取組を求める一方、認定制度や財政措置を通じてリサイクルの受け皿を整備し、製造・流通段階からも廃棄の抑制及び再資源化等を促すものです。リサイクル費用や処理体制の状況を踏まえながら、段階的に制度を整備していく点に本法の特徴があります。

今後、本法の対象となる太陽電池の具体的な範囲、多量事業用太陽電池廃棄者の要件、判断基準、リサイクル事業の認定に関する具体的な基準等が、政省令等により順次具体化されることになります。環境省の公表資料⁸によれば、2026年秋頃から2027年春頃にかけて政省令・告示の内容が審議され、同年夏頃に省令・告示の公布及び認定の事前申請の開始が予定され、本法は同年12月初旬頃に施行される見通しが示されています（正式な施行期日は、公布から1年6か月以内の範囲において政令で定められます）。そのため、関係する企業においては、今後の制度整備の動向を注視しつつ、本法が自社の事業や契約関係に及ぼす影響を確認し、施行に向けた対応を検討していくことが重要となります。

トピック2:「企業買収における行動指針」のポイント・Q&A等の公表について

1. 「企業買収における行動指針」のポイント・Q&A等の概要

経済産業省（以下「経産省」といいます。）は2026年7月30日付で「『企業買収における行動指針』の解釈について」⁹（以下「本解釈」といいます。）、「『企業買収における行動指針』のポイント」¹⁰（以下「本ポイント」といいます。）及び「『企業買収における行動指針』Q&A」¹¹（以下「本Q&A」といいます。）を公表しました。

「企業買収における行動指針」¹²（以下「本指針」といいます。）は、2023年8月31日付で経産省が公表したものであり、上場会社の経営支配権を取得する買収を巡る当事者の行動の在り方を中心に、M&Aに関する公正なルール形成に向けて経済社会において共有されるべき原則論及びベストプラクティスを提示するものです。

本ポイント及び本Q&Aは、本指針を維持することを前提として、その趣旨の適切な理解を促すものであり、本解釈は、本ポイント・本Q&Aの背景及び趣旨等を示すものです。

以下、本解釈、本ポイント及び本Q&Aにおいて新たに示された点を中心に、これらを概観します。

2. 「『企業買収における行動指針』の解釈について」の概要

本解釈は、2026年7月30日、本ポイント及び本Q&Aと同時に経産省が公表したものであり、本ポイント及び本Q&A策定の背景や趣旨等を説明するものです。

3. 「『企業買収における行動指針』のポイント」の概要

(1) 本指針の対象

本ポイントは、本指針の主な対象について、買収者が上場会社の株式を取得することで、その経営支配権を取得する行為が該当すること、及び、この行為には経営陣からの要請や打診が行われていない中で買収提案が行われる場合（同意なき買収）や、株式を対価とする組織再編行為も含まれることを示しています。

⁸ 環境省「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律について」（中央環境審議会循環型社会部会（第66回）参考資料5、2026年7月28日）（https://www.env.go.jp/recycle/council/03recycle/post_235_00021.html）

⁹ https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/fair-ma-rule/pdf/kodoshishin_20260730_1.pdf

¹⁰ https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/fair-ma-rule/pdf/kodoshishin_20260730_3.pdf

¹¹ https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/fair-ma-rule/pdf/kodoshishin_20260730_5.pdf

¹² <https://www.meti.go.jp/files/900014043.pdf>

(2) 平時における企業価値の向上に向けた取組みの重要性

取締役・取締役会が平時から行うべき企業価値向上、時価総額への反映に向けた取組み及び株主との対話といった取組みは、買収提案を受けた際にも役立ち得ることが示されています。

平時における取締役・取締役会の取組み	買収提案受領時への影響
本来、会社の取締役・取締役会には、平時から経営努力を尽くすことで企業価値を高めるとともに、それが時価総額に反映されるための取組みを行うことが求められること	買収提案を受けた際に、取締役会において、現経営陣が経営する場合（スタンド・アローン）の企業価値向上策と、買収提案の内容を速やかに比較検討することにも資すること
平時から株主との対話を行うこと	企業価値向上策のブラッシュアップや信頼関係の構築、将来期待の醸成に資するほか、買収提案に対する取締役会の判断について、株主の理解と支持を得るための重要な基盤になり得ること

(3) 「望ましい買収」

本ポイントでは、「望ましい買収」及び「企業価値」の意味、企業価値と買収価格の関係について、本指針の記載を整理するとともに、本指針の記載のみでは不明瞭であった部分についての説明等が追加されています（下表参照）。

「望ましい買収」の意味	・高値の買収価格であることのみをもって「望ましい買収」に当たるものではなく、「企業価値の向上」が前提であること
「企業価値」の意味	<ul style="list-style-type: none"> ・一見して定性的な価値であっても、将来のキャッシュフローを増加させたり、キャッシュフローの現在価値を算出する際の割引率が低下したりすることにより、将来キャッシュフローの割引現在価値を高めることが合理的に見込まれる場合には、当該定性的な価値も企業価値に含まれること。 ・企業価値の例として、経済安全保障に対応する経営（例えば、サプライチェーンを強靱化することや、自社又は取引先等の技術情報等の流出防止対策を講じること等）を通じて将来のキャッシュフロー増加・割引率低下による価値も含まれること。
企業価値と買収価格の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・全部買収を目的とする真摯な買収提案が複数存在する場合、 (a)対象会社の企業価値の向上により資する買収提案、及び (b)一般株主が享受する利益（買収価格）がより大きな買収提案とは、通常は一致すること。 ・例外的に、買収後の対象会社の企業価値と買収価格が見合わない場合もあり得るが、取締役会がそのような判断をする場合には、株主に対する説得力のある説明が求められること。

(4) 「真摯な買収提案」に対する「真摯な検討」

ア 「真摯な買収提案」

「真摯な買収提案」とは下表①～③を充たす買収提案を意味するとされており、①～③の事由が合理的に疑われる場合には、当該提案が「真摯な買収提案」に当たらないと判断することもあり得るとされているところ、本ポイントでは本指針の判断基準が整理されています（下表参照）。

「真摯な買収提案」の意味	①具体性	②目的の正当性	③実現可能性のある買収提案
①～③の事由が合理的に疑われるか否かの考慮要素	買収ストラクチャー、買収対価の額や種類、取引実行の前提条件やスケジュール等の取引の主要条件が具体的に明示されない買収提案	競合他社により、情報収集等を行う目的で行われる買収提案	a)買収資金の裏付け（残高証明書、融資証明書・コミットメントレターその他資金調達の確度が高いことを示すために金融機関が出すレターなど）のない買収提案 b)当局の許認可（例えば、独禁法・外為法等の許認可）など買収実施の前提条件が得られる蓋然性が低く、客観的に見て実施に至ることが期待できない買収提案

イ「真摯な検討」

本ポイントでは、買収提案を受けた「真摯な検討」について、取締役会が経営判断の原則に基づく広い裁量を有していることが明確化されるとともに、本指針に記載された「真摯な検討」の検討方法・考慮すべき事項及び企業価値向上策の比較検討について整理したうえ、買収に応じない旨の経営判断を行う際の留意点等が記載されています。

「真摯な検討」の検討方法・考慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none">・真摯な検討の際には、例えば、以下の点を中心に考慮すること<ul style="list-style-type: none">a)買収者による買収後の経営方針b)買収価格等の取引条件の妥当性(買収ストラクチャー、買収価格の算定基礎に関する事項など)c)買収者及び買収者への出資者の属性(コンプライアンスの遵守状況や体制を含む。)d)買収者の資力・トラックレコード(過去の投資行動、買収を最後まで遂行した実績、買収した会社の企業価値向上を実現した実績など)・経営能力e)買収の実現可能性・実現時期(許認可の取得の蓋然性・取得時期など)f)買収者が提示する企業価値向上策の実現可能性・実現時期・また、これらの追加的な情報を得るために、合理的な範囲で、買収者に対して質問を行うことが考えられること。・買収者においては、対象会社から受領した質問に対して、合理的な範囲で、具体的に(定量化が可能な事項については定量的に)回答することが望ましいこと。
定量的な観点から、企業価値向上策を比較検討	<ul style="list-style-type: none">・取締役会は、以下の①及び②について、いずれがより中長期的な企業価値の向上に資するか、シナジーとディスシナジーの双方を考慮した上で、定量的な観点から十分に比較検討することが望ましいこと。<ul style="list-style-type: none">①買収者が提示する買収価格や企業価値向上策(買収者が提示する新たなビジネスモデルやイノベーション、買収者の経営資源によりもたらされるシナジーなど)②対象会社によるスタンド・アローン等の企業価値向上策・ただし、①について、定量的な分析が困難である場合には、買収者による定性的な説明が合理的・説得的であるか等を確認することにより代替することも考えられること。
買収に応じないと経営判断する場合の留意点	<ul style="list-style-type: none">・取締役会が買収に応じないと経営判断した場合であっても、買収の成否を最終的に決定するのは株主であるため、結果的に買収が成立する可能性があることにも留意が必要であること。・対象会社の取締役・取締役会は、買収に応じないと経営判断した場合には、自社の企業価値向上策を実行し、当該買収により想定される企業価値を中長期的に超えることで、株主共同の利益を確保することが期待されること。

(5) 買収に応じる方針を決定する場合

本ポイントでは、本指針 3.2.1 に記載された、取締役会が買収に応じる方針を決定する場合に求められる「会社の企業価値を向上させるか否かの観点から買収の是非を判断」すること、及び「株主が享受すべき利益が確保される取引条件で買収が行われることを目指して合理的な努力」を行うことについて、当該判断が経営判断にあたることや、レブロン義務(株主利益＝価格のみを考慮する義務)を課すものではない等が明確化されています。

また、本指針 3.2.3 においては、取締役会が真摯な交渉や買収候補の模索等を行った場合において、「企業価値向上には資すると判断されるが価格が十分とはいえない提案に取締役会が賛同する例外的な判断をするのであれば、その判断の合理性については、十分な説明責任を果たすべき」との記載があります。本項では、上記のような判断自体は可能であることを明確化するとともに、株主の判断により取締役会の判断と異なる提案に係る買収が成立する可能性があることが指摘されています。

(6) 特別委員会の設置

本ポイントでは、金融商品取引所規則により特別委員会の設置が必要となる場合として、金融商品取引所の規則(企業行動規範における「MBO 等に係る遵守事項」)において、MBO や支配株主その他の関係会社による公開買付け等を通じたスクイズ・アウト手続が行われる際に、特別委員会の意見を入手することが義務付けられていることが明記されています

4. 『企業買収における行動指針』Q&A』について

本 Q&A は各項目において参考事例が示されたうえで、本指針がその実行の促進を期待する「望ましい買収」の判断基準や、取締役求められる「真摯な買収提案」の「真摯な検討」の意義等が簡潔に説明されています。以下、主要な点を概説します。

(1) 望ましい買収

本 Q&A では、「望ましい買収」の意味について、①買収により対象会社の企業価値が向上し、②その企業価値の増加分が適正な取引条件により買収者・株主の間で公正に分配されることにより、③株主共同の利益が確保される、という一連の流れを満たす買収こそが「望ましい買収」であること、及び、④買収価格のみをもって「望ましい買収」に当たるものではないものの、それ自体は買収後の対象会社の企業価値を示す重要な要素である点が注意的に記載されています。

(2) 真摯な買収提案

本 Q&A では、「真摯な買収提案」の意味について、①具体性、②目的の正当性、及び③実現可能性の「事由が合理的に疑われるか否かの考慮要素」があくまで例示にすぎず、個別の事案に応じて総合考慮する必要があること、及び、取締役会において「真摯な買収提案」を恣意的に解釈し、真摯な検討を避けないよう留意する必要がある旨の指摘がなされています。

(3) 真摯な検討

本 Q&A では、「真摯な検討」の意味について、買収提案に関する株主に対する説明責任について、下表のとおり説明されています。

買収提案が公表された場合等の説明内容	・取締役会は、買収提案への対応や買収提案に応じるかどうかの判断の合理性について説明責任を果たすことが求められること
株主から説明を求められた場合の説明の内容・程度	・必ず定量的な観点から説明しなければならないものではなく、その内容や程度については個別の事案に応じて判断されるべきこと ・ただし、仮に定量的な観点から株主に説明することが困難である場合には、株主に対する説得力のある説明が求められること

(4) 企業価値と買収価格の関係性

本 Q&A では、企業価値と買収価格の関係性について、企業価値の向上と株主の利益確保に資する買収提案が一致しない例外的な場合の具体例、及び買収価格の適正性について検討する際の情報収集等について、下表のとおり説明されています。

企業価値の向上と株主の利益確保に資する買収提案が一致しない例外的な場合の具体例	・例えば、 ①買収により、対象会社の将来のキャッシュフロー又は割引率に悪影響が生じることが合理的に見込まれる場合であって、かつ、 ②買収者が、例えば、以下のような理由により、高い買収価格を提示できる場合 a)従業員・取引先、地域経済や地球環境を含む多様なステークホルダーの取り分を不当に減らして株主の取り分を増やす場合や、 b)買収後の対象会社の企業価値を過大評価している場合 には、例外的に、買収後の対象会社の企業価値と買収価格が見合わない場合があり得ると考えられること。
買収価格の適正性について検討する際の情報収集等	・対象会社の取締役・取締役会は、買収者が提示する買収価格が、買収後の企業価値に見合っているかを検討する際には、買収者やステークホルダーからも必要に応じて情報収集を行いつつ検討することが求められること。 ・買収者においては、対象会社から受領した質問に対して、合理的な範囲で、具体的に(定量化が可能な事項については定量的に)回答することが望ましいと考えられること。

(5) 本指針の位置付け

本 Q&A では、本指針の位置付けについて、下表のとおり、取締役の経営判断原則を含む善管注意義務・忠実義務違反のリスクとの関係で説明されています。

本指針が取締役の善管注意義務・忠実義務違反のリスク回避に資すること	・本指針の提示するベストプラクティスを参照し、行動することによって、取締役の善管注意義務・忠実義務違反のリスクを下げるのが期待されること。
真摯な検討がなされた場合、基本的に善管注意義務違反は生じないこと	・取締役会は、買収に応じるか否かについて、経営判断の原則に基づく広い裁量を有していると考えられること。 ・取締役会が真摯な検討を行った上で、買収に応じないと経営判断した場合には、結果的に買収が成立したとしても、買収に応じないという取締役の経営判断それ自体が善管注意義務違反になることは基本的には想定されないこと。
合理的な努力を尽くして買収提案に賛同した場合、基本的に善管注意義務違反は生じないこと	・取締役・取締役会が、株主が享受すべき利益が確保される取引条件で買収が行われることを目指して合理的な努力を尽くした上で、最も企業価値の向上に資する提案に賛同すると経営判断した場合には、結果的に取締役・取締役会の判断とは異なる提案（最も買収価格が高い提案など）に係る買収が成立したとしても、最も企業価値の向上に資する提案に賛同するという取締役の経営判断それ自体が善管注意義務違反になることは基本的には想定されないこと。
本指針の提示するベストプラクティスの位置付け	・本指針の提示するベストプラクティスは、必ずしも法律上求められているものではないため、ベストプラクティスの一部を遵守できなかった場合に、直ちに善管注意義務違反・忠実義務違反になるものではないこと。 ・ただし、取締役は、会社の企業価値を向上させる責務を果たすために、本指針の提示するベストプラクティスを参照し、行動することが期待されること。

5. おわりに

本ポイント及び本 Q&A は、本指針を維持することを前提として、その趣旨の適切な理解を促すものであり、本指針の記載を具体化するものです。本指針は、その公表後、M&A の当事者において広く参照されているにもかかわらず、本指針の趣旨に対する理解が十分でない状況にあることが本解釈において示されています。例えば、対象会社は、買収者から、過去の株価水準に比して高い買収価格を提案された場合、それを拒めないののではないかと、また、複数の買収提案が競合した場合、対象会社は、高い買収価格を示した方の提案に賛同しなければならないのではないかといった誤解があった可能性があります。企業買収においては、買収者及び対象会社並びにそれらのアドバイザーにとって重要な論点である、望ましい買収とは何かといった点に関して、十分な理解をすることが重要です。本ポイント及び本 Q&A は、そのような重要な論点を含む命題に一定の解釈を示すものです。上記のとおり、本指針は取締役会の対応や買収防衛策の設計・運用、機関投資家の判断基準等として、実務上広く参照されるものであるところ、今後は、その解釈を示す本ポイント及び本 Q&A の内容を踏まえて、企業買収に関わっていく必要があると考えられます。

トピック 3: 会社法中間試案及びその後の議論の状況（株主総会制度の見直し関連）

法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会（本トピックにおいて、以下「部会」といいます。）の第 12 回会議が令和 8 年 3 月 18 日に開催され、「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」といいます。）が取りまとめられました。

中間試案では、株式の発行、株主総会及び企業統治の在り方等について、見直し案が示され、その後、パブリックコメントを経た後、部会では要綱案の取りまとめに向けたより具体的な検討が進められています。

本トピックでは、中間試案で取り上げられた事項のうち、「株主総会の在り方に関する規律の見直し」を取り上げ、中間試案公表後の各界の意見の状況やその後の部会（執筆時点において第 18 回まで）の進展を踏まえながら、バーチャルオンリー株主総会、実質株主確認制度その他の株主総会に関するデジタル化を中心に、その概要を紹介します。バーチャルオンリー株主総会が特例でないものとして制度化された場合、上場・非上場を問わず、これを採用するための定款変更、システム対策、議事運営及び通信記録の保存体制について検討が必要となります。また、実質株主情報に関する改正が行われた場合、上場会社及び仲介機関において、実質株主の照会・伝達その他関連する体制整備が必要になることが見込まれます。

なお、本稿の執筆時点（令和 8 年 10 月 14 日）においても、要綱案の取りまとめに向けた検討段階にあり、今後も具体的な内容については変更される可能性があります。

1. 中間試案の公表及びその後の議論の状況

平成 26 年改正及び令和元年改正後の社会経済情勢の変化、企業活動・資本市場の多様化及びデジタル化の進展等を踏まえ、令和 7 年 2 月、法務大臣は法制審議会に対し、株式の発行、株主総会及び企業統治等に関する会社法制の見直しを諮問しました。これを受けて同年 4 月から部会における審議が開始され、令和 8 年 3 月 18 日の第 12 回会議において中間試案が取りまとめられ、同年 4 月 2 日に補足説明とともに公表されました。

中間試案については、令和 8 年 4 月 2 日から同年 5 月 22 日までパブリックコメントが実施され、その後、部会では、寄せられた意見を踏まえながら、要綱案の取りまとめに向けた検討が進められています。令和 8 年 6 月以降の部会では、要綱案の取りまとめに向けた検討が段階的に進められ、中間試案で複数案が併記されていた事項について一定の方向性が示されるとともに、制度の適用対象の具体化その他の補足的な検討が行われています。今後は、部会における更なる審議を経て要綱案が取りまとめられ、その後、法制化に向けた検討が進められることが見込まれます。

中間試案においては、大きく、①株式の発行の在り方に関する規律の見直し、②株主総会の在り方に関する規律の見直し、③企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直しについて取り上げられていますが、本トピックでは、このうち、②株主総会の在り方に関する規律の見直しについて取り上げます。

2. バーチャルオンリー株主総会

(1) 現行制度と提案の概要

現行の会社法上、株主総会を招集する際には、株主総会の「場所」を定めなければならないとされている(会社法第 298 条第 1 項第 1 号)ことから、物理的な会場を設けず、株主がインターネット等の通信手段のみを用いて出席するいわゆるバーチャルオンリー株主総会の開催は認められないと解されています(法務省民事局参事官室「会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案の補足説明」(2026 年 4 月)(以下「補足説明」といいます。))31 頁参照)。

この点、令和 3 年の産業競争力強化法の改正により、一定の要件を満たした場合には、会社法の特例として、バーチャルオンリー株主総会を開催することが可能とされていますが、現行の特例は上場会社のみを対象としており、開催に先立って経済産業大臣及び法務大臣の確認を受ける必要があります。そこで、中間試案では、実務上のニーズを踏まえ、両大臣による事前確認を前提とせず、会社法上の一般的な制度としてバーチャルオンリー株主総会に関する規律を設けることが提案されています。

(2) 実施要件

中間試案では、バーチャルオンリー株主総会を開催するための主な要件として、次の 3 点が提案されています(なお、一部について、代替措置を採る案も提案されています。)

- i **定款の定め**: 株主総会の場所を定めないことができる旨を定款で定める必要があります。これは、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とすることについて、定款変更に係る株主総会の決議を通じて株主の意思を確認することを目的とするものです。
- ii **インターネットを利用することに支障のある株主の利益を確保するための措置**: ①必要な機器を希望する株主に貸し出すこと、②電話を通信手段として定めること、③書面による事前の議決権行使(会社法第 298 条第 1 項第 3 号)を認めること、又は④これらの措置を講じないことについて株主全員の同意を得ることのいずれかの措置を講じる必要があります。
- iii **即時に、かつ、相互に情報の送受信を行うことができる通信の方法の使用**: 合理的に必要と認められる範囲内で、株主と株式会社との間において、即時かつ双方向に情報を送受信できる通信手段を使用する必要があります。もっとも、具体的な手段は議長の権限(会社法第 315 条)に委ねられると考えられ、議事への参加に支障を生じさせない軽微なタイムラグが存在することのみをもって、直ちに即時性や双方向性が否定されるものではないとの考え方が示されています。

以上の要件について、中間試案に対するパブリックコメントでは、反対する意見もみられたものの、それぞれの提案につき、賛成意見が相対的に多い、又は多数を占める状況であり、部会第 15 回会議の部会資料においても、中間試案と同様の内容が提案されています（「部会資料 13 会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（1）」（以下「部会資料 13」といいます。）14 頁以下参照）。なお、上記 i の代替措置として株主総会の開催請求権を認める案については、これを支持する意見もあったものの反対する意見が多数であり、部会資料 13 においては提案されていません（部会資料 13・16 頁参照）。また、上記 iii における情報伝達の即時性・双方向性の確保として具体的に求められる内容や解釈については、引き続き検討事項とされています（部会資料 13・16 頁参照）。

(3) 招集手続及び通信記録

バーチャルオンリー株主総会を開催する場合には、通常の株主総会とは異なり、「場所」を定めない旨、使用する通信の方法、事前に行使された議決権の取扱い及びデジタルデバインドに配慮するための措置等を、招集の決定事項又は招集通知の記載事項とすることが提案されています。また、株主総会議事録には、使用した通信手段及び株主総会の場所を定めなかった旨を記載することとされています。

さらに、株主総会における通信履歴及び通信内容を記載又は記録した書面・電磁的記録を作成し、一定期間保存することが求められます。これは、物理的な会場を設けない株主総会では、不適切な議事進行があったとしても、株主が認識できないおそれがあることから、総会の議事の適正性を事後的に検証できるようにするための規律です（補足説明・36 頁参照）。保存の対象としては、株主のアクセス状況、総会で取り上げられなかった質問・動議の提出状況、議決権行使の状況その他の株式会社と株主とのやり取り等が想定され、保存期間については引き続き検討することとされていました。

このような提案を内容とする中間試案に対するパブリックコメントでは、反対する意見もみられたものの、賛成意見が多数を占めており、部会資料 13 では、基本的に中間試案と同様の提案がなされています。なお、作成及び保存する通信記録等の内容について、パブリックコメントでは、「株式会社と株主のやり取り」は議事進行の適正性の検証のために必要なものではなく、意味のない内容を連投するようなチャットが含まれ会社側にとって過剰な負担となるため不要であるとの意見もありましたが、質問や議決権の行使に該当しないやり取りが全て除外されることとなり相当ではないことを理由に、部会資料 13 では中間試案と同様の提案がなされています。また、保存期間について、中間試案では「一定の期間」としていましたが、パブリックコメントの結果等を踏まえ、部会資料 13 では 2 年間とすることが提案されています（部会資料 13・20 頁参照）。

また、株主による閲覧の機会を確保する観点から、通信記録の閲覧謄写を請求できる制度も中間試案で提案され、パブリックコメントにおける賛成意見が多数であったことを踏まえ、部会資料 13 でも維持されています。なお、中間試案では、閲覧謄写について裁判所の許可を要件とする考え方も提案されていましたが、反対意見が多数であったことを踏まえ、削除されています。

(4) 株主総会の決議の取消しの訴えの特則

バーチャルオンリー株主総会の実施をためらわせる要因として、通信障害を理由とした決議取消しのリスクが指摘されています。そこで、中間試案では、株主総会決議の取消しの訴えについて特則（セーフハーバー）を設けることが提案されています。

具体的には、合理的に必要と認められる範囲内で通信障害対策措置を講じていた場合には、通信障害により決議の方法が法令又は定款に違反したとしても、①株式会社の故意又は重大な過失によって通信障害が生じた場合、又は②通信障害により株主総会の決議の方法が法令若しくは定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものである場合に限り、決議取消事由となります。

通信障害対策措置の具体的内容としては、①通信障害対策が講じられた通信の方法を使用すること（例えば、同時接続に耐え得る回線数を確保することなど）や、②通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を使用すること（例えば、代替回線、電話回線等を用意し、障害発生時に使用することなど）が想定されています。

これに対し、パブリックコメントでは、セーフハーバールールを設けること自体について賛成する意見が多数を占めていました。もともと、合理的に必要と認められる範囲内の通信障害対策措置を講じたにもかかわらず、株式会社の故意・重過失による通信障害が発生する場合が想定し難く、両者の関係性の整理が難しいとの意見を受けて、部会資料 13 では、「通信障害対策が講じられた通信の方法を『用意』することをいい、通信障害が生じた場合に代替する通信の方法を『用意』することを含む。」として、本文の通信障害対策措置に関する表現を「使用」から「用意」に改めています。これは、通信障害対策措置

は株主総会が開始されるまでの事前準備として講ずる必要がある措置であり、株主総会が開始された後の事情は、合理的に必要と認められる範囲内の措置が取られたか否かの判断として考慮しないことを意味しています。したがって、通信障害対策措置を用意していた株式会社が意図的に回線を切断した場合は、故意による通信障害が生じたと評価されることになります。以上の意見のほかに、パブリックコメントにおいて、どのような場合に「決議に影響を及ぼすものであること」に当たるかが不明確であるとの意見等が見られましたが、部会資料 13 では、通信障害により株主総会の決議の方法が法令又は定款に違反した事実が決議に影響を及ぼすものであることを主張立証することができた場合（通信障害による違反の事実がなければ決議の結果が変わっていたことを主張立証できた場合）を指している旨説明されています（部会資料 13・21 頁以下参照）。

(5) その他

上記の制度のほか、通信障害により株主総会の議事に著しい支障が生じる場合には当該株主総会の議長が当該株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議がある場合において、当該決議に基づく議長の決定があったときは、会社法第 298 条及び第 299 条の規定は適用しない旨の規律を設けることも提案されています。また、会社法上、株主に対して場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めないこと、上記の規律について非上場会社を含む全ての株式会社に適用すること及びハイブリッド出席型バーチャル株主総会（物理的な場所を定めて株主総会を開催するとともに、株主総会の場所にいない株主もインターネット等の通信方法を用いて株主総会に出席することができる株主総会）については、上記の制度の一部に限定して規律を設けることが提案されています。いずれの提案についても、パブリックコメントにおいて、反対意見がない、賛成意見が相対的に多い、又は多数を占める状況であり、部会資料 13 においても提案は維持されています。但し、パブリックコメントや部会における議論を踏まえ、中間試案において提案されていた①議長が株主総会の延期又は続行の決定をした場合の株主への通知に関する規律、②会社法第 297 条に基づき株主が株主総会を招集する場合には場所の定めのある株主総会とすることを請求できる旨の規定及び③場所の定めのある株主総会の開催請求権を認める旨を定款で定めることができる旨の規定は部会資料 13 において削除されました（部会資料 13・23 頁以下参照）。

3. 実質株主確認制度

(1) 現行制度と提案の概要

現行の会社法上、株式会社が把握できるのは、原則として株主名簿に記載又は記録された株主のみであり、株式の議決権の行使に係る指図権、処分権限等を有するいわゆる実質株主を確認するための制度は設けられていません。中間試案では、実質株主を特定できないことが建設的な対話の支障となっているとの指摘を踏まえ、実質株主の把握を可能とする制度が提案されています。

(2) 株式会社が実質株主を確認する制度

中間試案では、上場会社が仲介機関（信託銀行、証券会社等）である名義株主に対し、議決権行使について指図権を有する者（仲介機関以外の者であって、信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、仲介機関に対して上場会社の株式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者）等に関する情報の提供を求めることができる制度を創設することが提案されています。仲介機関が複数介在している場合には、請求を順次転送し、最終的に議決権行使について指図権を有する者等に関する情報を株式会社へ提供する仕組みが想定されています。

制度利用に伴う費用は株式会社の負担とされ、仲介機関の故意又は重大な過失による転送義務又は情報提供義務違反に対しては過料を科すことが提案されています。

加えて、中間試案では、上記制度に基づき株式会社へ情報提供がされた指図権者について、仲介機関である名義株主が、その指図権者を代理人として議決権を行使することを禁止する旨の定款の定めは効力を有しないことが提案されています。パブリックコメントを経た後の、部会資料 13 では、外国居住者又は外国法人に過料を科すことは實際上困難である等の意見を踏まえ、制度の実効性を確保するため、故意又は重大な過失による転送義務又は情報提供義務に違反した者がある場合に、一定の手続を経て、当該違反に係る株主の議決権を停止する制度を設けることが提案されました（部会資料 13・37 頁以下参照）。

その後、第 18 回会議の部会資料 16 では、議決権停止措置の対象について限定を設ける旨が議論されています。具体的には、株主提案又は臨時株主総会の招集請求により経営に重要な影響を与える所定の事項が付議される株主総会において、故意又は重大な過失による違反に係る株式数が発行済株式総数(自己株式を除きます。)の 0.5%以上である場合等の要件に該当する場合に限り、当該違反に係る株式の議決権を停止する案が示されています。また、指図権者の手続保障のため、議決権停止通知を下位仲介機関及び指図権者に転送することや、違反が是正された場合には議決権停止の対象から除外すること等も提案されています(部会資料 16・1 頁以下参照)。

(3) 株主側からの通知制度

中間試案では、株式会社から実質株主を確認する制度に加え、一定の実質株主に対して株式会社への通知を義務付ける制度も提案されています。具体的には、大量保有報告書や変更報告書の提出義務者について、当該報告書を株式会社にも提出する制度等が検討されています。また、上場会社が当該報告書を本店に備え置き、株主の閲覧の機会を確保する方針が示されています。なお、金融商品取引法の規定による内閣総理大臣への提出をもって、当該株式会社への提出に代えることができる旨の規定も併せて提案されており、二重の提出を求めることによる事務負担に配慮したものと考えられます。

加えて、大量保有・変更報告書を提出せず、又は重要な事項について虚偽の記載がある場合等に議決権を停止する制度を導入する案も提案されています。このような違反者に争う機会を与えるという趣旨から事前の通知が義務付けられ、争う期間を確保するために通知から停止までの期間を設ける方針が示されています。また、軽微な違反の場合等にまで議決権の停止の効力を生じさせないように、議決権を停止するか否かは取締役会決議によらなければならないとする方針が検討されています。

なお、第 18 回会議においても、通知義務違反に対する議決権停止措置について、違反者の故意又は重大な過失、事前通知及び違反を是正する機会の確保、取締役会決議の要否並びに議決権停止の実施方法等に関する検討が行われています(部会資料 16・10 頁以下参照)。具体的には、議決権の停止の対象となる違反を故意・重過失による違反に限定すること、争う機会を保障するために議決権停止通知をした日から議決権の停止の効力が生ずるまでに 1 か月の期間を設けること、抑止力の観点から追完から「1 か月を経過した後」最初に招集される株主総会の終結の時の経過時に議決権の停止の効力が失われるように規律を改めること等が提案されています。

4. 株主総会のデジタル化

中間試案では、デジタル技術の普及を踏まえ、株主総会手続の更なるデジタル化に向けた見直しも提案されています。

(1) 書面交付制度

令和元年改正会社法により、株主総会資料については電子提供制度が導入され、株主は株式会社に対し書面交付請求を行うことで、引き続き書面による資料の交付を受けることができます(会社法第 325 条の 5 第 1 項及び第 2 項)。

中間試案では、社会のデジタル化の進展を背景に、書面交付請求制度を見直すべきであるとの指摘を踏まえ、書面交付請求制度について、A 案(現行制度を廃止する案)と B 案(現行制度を維持する案)の双方が検討されています。A 案については、移行期間を設けることも示されています。その後の審議では、一定の移行期間を設けた上で A 案によることが提案されています。なお、具体的な移行期間については、改正法の成立・公布から施行までの期間を含め、2~3 年程度が適切であるとの考え方が示されています(部会資料 14 会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討(2)(以下「部会資料 14」といいます。))・1 頁以下参照)。

(2) 書面による議決権行使

現行法では、株主数が 1,000 人以上の株式会社については書面による議決権行使を認めなければならないとされています(会社法第 298 条第 1 項第 3 号及び第 2 項)。

これに対し、中間試案では、電磁的方法による議決権行使が利用可能である場合には、A 案(書面による議決権行使を認める必要はないとする案)と B 案(現行制度を維持する案)が示されました。その後の審議では、A 案によること、すなわち、電磁的方法による議決権行使を認める場合には、書面による

議決権行使を必ずしも認める必要はないものとするのが提案されています(部会資料 14・3 頁以下参照)。

(3) 招集通知の電子化

現行法上、取締役会設置会社である場合及び書面又は電磁的方法による議決権の行使が認められている場合には、株主総会の招集の通知は原則として書面でしなければならず(会社法第 299 条第 2 項)、電磁的方法により行うためには、株主の承諾を得る必要があります(会社法第 299 条第 3 項)。中間試案では、株式会社が株主の個別の承諾を得ることは煩雑であるなどの指摘を踏まえ、上場会社が、株主の承諾を得て電子メールアドレス等を株主名簿に記録した場合には、個別の承諾を要することなく、電磁的方法により招集通知を行うことを可能とする規律を設けることが提案されています。

5. その他

(1) 事前の議決権行使を踏まえた決議手続の合理化

中間試案では、株主総会に先立って多数の議決権が行使されている場合に、株主総会の運営をより合理的なものとする規律についても検討されています。

具体的には、一定の場合に事前の議決権行使の結果を踏まえて、A 案(決議が成立したとみなす旨の規定を定款に定めることができる制度)や B 案(株主総会の議事によって株主総会の決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なときに該当したことは株主総会の決議取消事由とならないとする制度)が検討されています。その後の審議では、取締役の説明義務の明確化の提案及び株主の反対機会の付与についての問題提起がされつつ、上場会社を対象として、上記 A 案に対応する規律や多数の議決権が先立って行使されている場合に株主総会の議長がその旨を宣言したときは、当該議案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす規律が提案されました(部会資料 14・9 頁以下参照)。

(2) 株主総会の書面決議制度

現行法上、株主の全員が同意の意思表示をしたときは、提案された事項を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなすこととされている(会社法第 319 条第 1 項)ところ、中間試案では、要件を緩和し、総株主(当該事項について議決権を行使することができない株主を除きます。)の議決権の 10 分の 9(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を有する株主が提案に同意し、かつ、その他の株主の反対がない場合にも書面決議を可能とする方針が提案されています。その後の審議では、この制度の対象を上場会社でない株式会社に限定することが提案されています(部会資料 14・18 頁以下参照)。

(3) 株主提案権の見直し

株主提案権(会社法第 303 条第 1 項乃至第 3 項並びに第 305 条第 1 項及び第 2 項)についても、発行済株式の数が多い株式会社等において、少数の議決権しか有しない株主であっても株主提案権が認められることとなり、株主提案権が濫用的に行使される懸念があるという指摘を踏まえ、A 案(議決権数の要件を廃止する案)や B 案(「300 個」という議決権数の要件を一定の個数まで引き上げる案)が検討されています。その後の審議では、A 案によることが提案される一方、株主の利益を確保する観点から追加的な要件を設けるか否かについては、なお検討されています(部会資料 14・29 頁以下参照)。また、その後の部会では、上場会社について、一定の要件の下、取締役会の決議により、株主が提案した業務執行事項に係る定款変更議案を株主総会において取り上げないことを認めることや、株主による臨時株主総会の招集請求権の行使要件を見直すことについても検討が行われています。もっとも、株主提案に対する制限の対象となる事項の範囲、対象会社の要件及び臨時株主総会招集請求権の議決権保有割合要件等については、一定の案が示されているものの、その採否等についての具体的な方向性は示されておりません(部会資料 16・16 頁以下参照)。

6. おわりに

中間試案では、バーチャルオンリー株主総会の一般化、実質株主確認制度の創設及び株主総会手続のデジタル化など、株主総会制度に関する幅広い見直しが提案されています。これらの見直しは、デジタル化の進展や株主との対話の重要性の高まりといった近年の環境変化を踏まえたものといえます。

本稿で紹介した各制度の中には、なお検討段階にある事項も多く、中間試案公表後の部会において一部の制度内容が具体化されつつあるものの、引き続き要綱案の取りまとめに向けた議論が続いています。今後の部会における議論を経て制度内容がさらに具体化された場合には、株主総会の運営実務、運営に当たってのシステムの整備、企業と株主との関係に影響が及ぶため、今後の会社法改正に向けた議論及び法制化の動向を引き続き注視することが必要です。

トピック 4: 地域交通法の主な改正のポイント

1. 改正の概要

2026 年 6 月 3 日、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」(令和 8 年法律第 35 号)が成立し、同年 10 月 16 日に施行されました(以下、本改正法を「改正地域交通法」といい、改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を「改正後地域交通法」といいます)。改正地域交通法は、地域の輸送資源の共同化・協業化等を通じて「交通空白」の解消を図ることを目的としており、地方公共団体が主導して地域の運転者、車両、施設及びデータを活用する制度を整備し、交通事業者に加えて、学校、病院、福祉施設、商業施設、観光施設等の施設運営者や民間団体を地域交通の担い手として位置付けるものです。本トピックでは改正地域交通法の主な改正内容を概説します。

2. 改正の背景

地域公共交通をめぐっては、人口減少・少子高齢化や運転者等の担い手不足により、バス路線等の減便・廃止が相次ぐ一方、高齢者の運転免許返納や学校・病院等の統廃合等を背景として、移動サービスに対する社会的需要が拡大しており、日常生活や観光の際に必要な地域公共交通が十分確保されていない、いわゆる「交通空白」が全国に約 2,500 生じていると言われてしています¹³。改正地域交通法は、「交通空白」を解消し、持続可能な地域公共交通の実現を図る目的で制定されました。以下においては公共交通事業者や送迎サービスを提供する施設運営者等の民間事業者への影響が大きいと思われる主な改正のポイントを説明いたします。

3. 地域旅客運送サービスの持続可能性確保

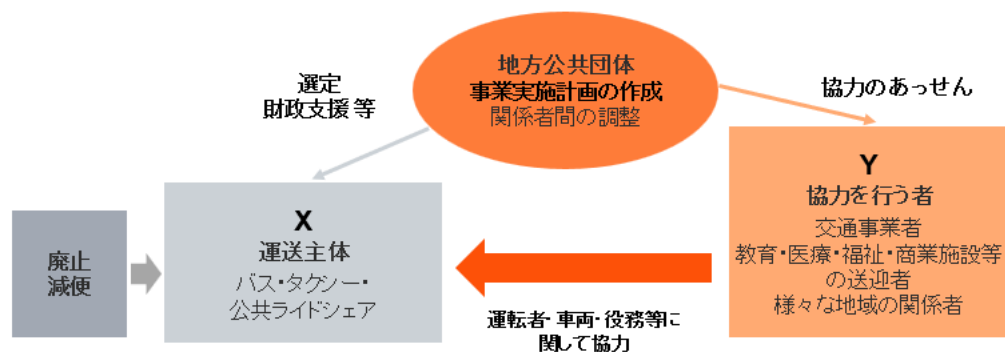
(4) 自動車地域旅客運送サービス再構築事業の創設

本改正では、地域の輸送資源をフル活用して「交通空白」等を解消するため、運転者や車両等に関して、運送主体とは別の交通事業者や施設利用者用運送サービス提供者から協力が得られるよう地方公共団体があっせん等することで、複数の者が協力して最適な形態で運送を提供する事業である「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」(改正後地域交通法第 2 条第 12 号)を創設しています。本事業は、一般乗合旅客自動車運送事業の路線・営業区域、一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域又は自家用有償旅客運送の路線・区域の全部若しくは一部が**休止・廃止された場合、又はそのおそれ**(以下「バス路線等における休止又は廃止のおそれ」といいます。)がある場合において、バス・タクシー・公共ライドシェアによる地域の状況や課題に適した形態で運送を確保することを目指しています。

¹³ <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001985810.pdf>

自動車地域旅客運送サービス再構築事業

「交通空白」等になっている地域で、**地方公共団体が運送主体(X)を選定し、Xへ協力する者(Y)をあっせん**することで、運転者や車両等の**輸送資源をフル活用**する「**自動車地域旅客運送サービス再構築事業**」を創設



(国土交通省: 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(概要)¹⁴に基づき作成)

「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」¹⁵ 三 1(8)によれば、かかるバス路線等における休止又は廃止のおそれの有無については、当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供する公共交通事業者等からの運行の継続やサービス水準の維持が困難である旨の申出や、減便等をはじめとするサービス水準の低下等に係る状況等を踏まえ、当該公共交通事業者等と協議の上、地方公共団体が判断するとされています。

具体例として、国土交通省の資料によれば、施設利用者用運送サービス提供者(詳細は後記(2)を参照。)による協力として、運送主体に対して、学校の送迎を行う者が有する人員・車両(スクールバス)等を提供し、スクールバスを使用しない時間で公共ライドシェアを実施することが挙げられています¹⁶。

地域公共交通計画に同事業に関する事項が定められた場合、当該地方公共団体は自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成し、これに基づいて事業を実施します(改正後地域交通法第26条の3第1項)。地方公共団体は同計画について国土交通大臣に認定を申請でき、国土交通大臣は基本方針への適合性等の基準を満たす場合に認定します(改正後地域交通法第26条の4)。認定を受けた実施計画に関し、道路運送法上の許可等を要する事項については、その許可等を受けたものとみなすなどの特例が設けられています(改正後地域交通法第26条の5)。

(5) 市町村及び公共交通事業者等の努力義務の拡充

本改正では、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設その他の地域住民又は地域来訪者の移動目的となる施設を設置・経営し、施設利用に付随するサービスとして、無償で、事業用自動車以外の自動車を用いて利用者を運送する者を「施設利用者用運送サービス提供者」(改正後地域交通法第2条第5号)と新たに定義しています。学校、病院、福祉施設、商業施設、宿泊施設又は観光施設等が利用者向けの無償送迎を行っている場合、その運営者が該当する可能性があります。

改正前は、市町村は、公共交通事業者等関係者と協力して、相互に密接な連携を図りつつ、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に向けて主体的に取り組む努力義務が設けられていましたが、改正後は、公共交通事業者等に加え、施設利用者用運送サービス提供者も市町村が連携・協働を図るべき地域の関係者と位置付けられました。また、本改正により、公共交通事業者等にも、関係者相互間の連携と協働に係る努力義務が追加されました(改正後地域交通法第4条第3項・4項)。

¹⁴ <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/002023478.pdf>

¹⁵ <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/002025779.pdf>

¹⁶ <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/002023478.pdf>

さらに、施設利用者用運送サービス提供者その他の地域関係者は、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならないとされています(改正後地域交通法第 26 条の 6)。

4. 連携促進団体の活動推進

改正地域交通法は、地域旅客運送サービスに係る地域の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進を行う民間団体を「連携促進団体」として位置付け、法定協議会の構成員として明確化しています(改正後地域交通法第 6 条第 2 項第 4 号)。また、連携促進団体は、地方公共団体に対して地域公共交通計画の作成又は変更を提案できるとしています(改正後地域交通法第 7 条第 1 項第 3 号)。

国土交通省は、交通事業者以外の企業・団体が、市町村、交通事業者及び住民等の間の調整役として重要な役割を果たしていることを制度化の背景として説明しています¹⁷。

「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」¹⁸二 3(2)によれば、連携促進団体の要件を満たすためには、当該民間団体が連絡調整のみならず、連携の促進を実施している必要があります。連絡調整とは、合意形成の場の設定や関係者への必要な情報提供、軽微な関係者間調整を行うことを指し、連携の促進とは、地域の輸送資源のフル活用等、地域の関係者の連携と協働により地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る上で必要となる施策の企画立案や関係者間の利害調整、地域旅客運送サービスの提供の支援等を行うことを指しています。

5. モビリティデータの利活用

改正地域交通法は、地方公共団体は、鉄道事業再構築実施計画、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画等を作成するため必要があると認める場合、公共交通事業者等に対して資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができます(なお、地方公共団体による事業計画作成時に必要となる資料・情報としては、乗降記録や車両・運転者等の見通しも含めた供給力等のモビリティデータが挙げられます。)。かかる場合、公共交通事業者等は、**正当な理由**がある場合を除き、その求めに応じなければならないとされています(改正後地域交通法第 28 条)。

正当な理由については、「モビリティ・データの活用推進に向けたガイドライン」(2026 年 9 月 18 日公表)¹⁹によれば、例えば、以下のような場合が想定されています。

- データ提供が交通事業者等の経営や営業に不利益を与える場合
 - データに集計や分析による付加価値を加えて、有償のサービスとして提供している交通事業者等に対して、地方公共団体が同等の役務を無償で提供すること等を求めることにより、売上機会や収益を侵害するような場合
 - 経営戦略や事業計画、調達価格等の契約条件に関する事業情報を提供することにより、交通事業者等における競争の優位性が損なわれるような場合
- データ提供に係る作業負担が通常の業務運営に著しく影響を及ぼす場合
 - データ提供に際して、交通事業者等によるデータの加工や集計などの追加作業が必要となり、この作業が交通事業者等の正常な事業運営を著しく阻害するような場合
- 地方公共団体側の情報取扱いのための安全管理体制が不十分な場合
 - 地方公共団体が、データの漏えい、滅失、毀損、不正利用等を防止するために必要なシステム及びデータのアクセス制限等の情報取扱い上のセキュリティを確保する適切な措置を講じていない場合
- 交通事業者等がデータを保有していない場合
 - 決済手段が現金や磁気等に限定されているなど、利用実績の把握に必要なキャッシュレス機器等が整備されていないため、交通事業者等がデータを取得・保有していない場合

¹⁷ <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/002023478.pdf>

¹⁸ <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/002025779.pdf>

¹⁹ <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/002023787.pdf>

同ガイドラインによれば、改正地域交通法の趣旨を踏まえ、データ提供を要請する地方公共団体とその要請を受けた交通事業者等の間で、個別案件に応じて適切に判断されることが望まれるとされており、事業者が協力要請に応じることが困難な場合には、上記正当な理由について個別に地方公共団体との間で協議を行う必要があると考えられます。

6. おわりに

本改正は、「交通空白」の解消に向けて、地域の運転者、車両、施設及びデータといった地域資源を活用し、地方公共団体、交通事業者に加え、学校、病院、商業施設、観光施設その他の地域関係者も含めた幅広い主体の連携と協働を促進するものです。特に、施設利用者用運送サービス提供者や連携促進団体を法制度上位置付けたことは、地域公共交通を交通事業者のみが担うものではなく、地域全体で支える仕組みへと転換を図るものといえます。

また、モビリティデータの提供義務に関する規定や、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の創設により、民間事業者に対しても地域交通の維持・確保に向けた協力がこれまで以上に求められることとなります。

民間事業者がより地域交通政策の担い手となり得る内容であり、今後も影響を注視することが重要と考えられます。

以上

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 3,500 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業のみなさまに提供します。

パートナー

弁護士

茂木 諭

satoshi.mogi@pwc.com

パートナー

弁護士

小林 裕輔

yusuke.y.kobayashi@pwc.com

弁護士

望月 賢

弁護士

小善 有真

パートナー

弁護士・公認会計士

岩崎 康幸

yasuyuki.iwasaki@pwc.com

弁護士

久保田 有紀

弁護士

高松 礼奈

弁護士

大石 和輝

パートナー

弁護士・ニューヨーク州弁護士

山田 裕貴

hiroki.yamada@pwc.com

弁護士

松下 祐

弁護士

簗田 和佳奈

弁護士

佐野 結梨

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2026 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.